

柳泉園組合職員の懲戒処分について

下記の事案につきまして、関係職員の懲戒処分を行いました。

記

1 事案の概要

当該職員は、令和5年11月8日、東京都昭島市内の施設に入りトイレの使用について許可を得たが、施設側が防犯カメラを確認した際、トイレ使用以前に同施設の関係のない敷地内へ所有者の許可を得ずに侵入していたことによる。

このことは、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に抵触するため、懲戒処分とした。

2 処分日

令和5年12月28日（木）

3 被処分者及び処分内容

主事 男性 40歳代 1ヶ月間給料月額の100分の5を減給